

長期継続契約のスライド条項の取扱いについて

本取扱いは、長期継続契約への、別紙1「物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）」の適用について、賃金水準、物価水準の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や港区及び受注者間における協議の進め方等を整理したものです。

賃金水準の変動により契約金額を変更された場合は、労働者への賃金水準引上げ等について、一層の対応をするようお願いいたします。

なお、減額となる場合については、改めてお知らせいたします。

本規定に基づき、契約金額変更の請求を予定されている場合は、総務部契約管財課契約係まで、早めにご連絡ください。

1 適用対象契約

港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に該当する以下の業務のうち、基準日以降、残りの履行期間が2か月以上ある契約に限る（基準日及び残りの履行期間の定義は下記4で定めるとおり）。

※対象となる契約は、入札公告、指名通知、プロポーザル方式実施公告及び見積依頼等（以下「入札公告等」という。）に対象契約であることを明記します。

（下記2参照）

※契約締結の際には、契約書にスライド条項を添付します。

- （1）建物清掃業務
- （2）用務業務
- （3）庁舎等の設備運転管理業務
- （4）自動車運行管理業務
- （5）警備、受付及び施設運営業務
- （6）子ども、高齢者及び障害者関連業務
- （7）給食調理業務

2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は入札公告等の際に次の（1）～（3）の方法で、本制度の対象契約であることを明示します。（すでに入札を実施した案件は対象外とします。）

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

せん。

- (1) 入札公告等に「本件は、長期継続契約におけるスライド条項（賃金水準、物価指数の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である」といった文言の記載
- (2) 入札公告等に別紙2「入札及びプロポーザル実施にあたっての注意事項」を添付
- (3) 指名通知及び見積依頼の際にスライド条項を添付

3 契約金額の変更方法

(1) 対象

履行開始日から 12 か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費、物品費、業務管理費及び一般管理費

(2) 受注者の負担

残委託業務量の 100 分の 1(1.0%)

4 定義

(1) 請求日

スライド条項の規定により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。

(2) 基準日

原則、請求月の 1 日とします。スライド条項の規定によるスライド額算出の基準とする日をいい、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日です。

原則、請求月の 1 日としますが、請求日から起算し、14 日以内で発注者と受注者が協議して定める日とすることができます。

(3) 残りの履行期間

基準日以降の履行期間とします。

(4) スライド額

スライド条項第 1 条第 1 項の規定により契約変更の対象となる額

5 申請方法

(1) 変更請求

様式 1「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について（請求）」を提出してください。

スライド条項を適用するかを判断するため、様式 1-2「概算スライド計算書」

を添付してください。

(2) 協議開始日及び基準日の通知

スライド額協議開始日及び基準日を決め、請求日から7日以内に、様式2「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する基準日及び協議開始日について」により、受注者に通知します。

6 スライド額の算出

入札及び見積提出時に受注者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基に変動額を算出します。

※スライド額は、直接人件費、物品費、業務管理費、一般管理費の変更について行われるものであり、従事者人数の変更等については考慮するものではありません。

① 直接人件費とは、当該業務に直接従事する者(以下、「業務従事者」という。)の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費

② 物品費とは、当該業務に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費

③ 業務管理費とは、当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費(直接人件費及び物品費を除く。)

④ 一般管理費とは、受注者が企業を維持運営していくために必要な経費

(1) スライド額は次式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

S : スライド額

P1 : 変動前委託代金額(税込)

契約代金額から基準日における履行済部分に相応する契約代金額を控除した額

※2回目以降のスライドによる変更契約においては、「契約代金額」を「前回のスライドによる変更契約時のP2」と読み替えるものとする。

P2 : 変動後委託代金額(税込)

基準日時点の賃金及び物価等を基礎として算出したP1に相当する額

計算の結果、スライド額(S)がプラスになった場合は、増額となり、マイナスになった場合は減額となる。

P2 = 次の①から④を合計した額

①直接人件費：P 1のうち、直接人件費の額に東京都最低賃金（以下「最低賃金」という。）の変動率（小数第8位を四捨五入する）を乗じた額

②物 品 費：P 1のうち、物品費の額に消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）（以下「物価指数」という。）の変動率（小数第8位を四捨五入する）を乗じた額

③業務管理費：P 1のうち、①直接人件費（②物品費がある場合はそれを加えた和）に対する業務管理費の割合を算出し（小数第8位を四捨五入する）、基準日時点の①直接人件費（②物品費がある場合はそれを加えた和）にその割合を乗じた額

④一般管理費：P 1のうち、①直接人件費（②物品費及び③業務管理費がある場合はそれを加えた和）に対する一般管理費の割合を算出し（小数第8位を四捨五入する）、基準日時点の①直接人件費（②物品費及び③業務管理費がある場合はそれを加えた和）にその割合を乗じた額

※スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取り扱いは以下のとおりとする。

①消費税及び地方消費税相当額：1円未満の端数については切り捨て

②それ以外の計算時に生じたもの：1円未満の端数については四捨五入

（2）履行済部分の確認

基準日における残委託業務量を算定するために行う履行済部分の確認は、長期継続契約（業務委託契約）約款第4条に定める委託業務の調査等により確認する。

【計算例】

(1) 1 回目のスライドによる契約変更

●契約締結時		
変動前契約金額		
直接人件費	4,140,000	
物品費	240,000	
業務管理費	780,000	
一般管理費	840,000	
計（税抜）	6,000,000	
消費税	600,000	
合計（税込）	6,600,000	
業務管理比率	0.1780822	業務管理費÷（直接人件費＋物品費） 小数第8位を四捨五入
一般管理比率	0.1627907	一般管理費÷（直接人件費＋物品費＋業務管理費） 小数第8位を四捨五入
●1 回目のスライド協議 東京都最低賃金4%、消費者物価指数1%上昇		
変動後契約金額		
直接人件費	4,305,600	$4,140,000 \times (1.04)$ 東京都最低賃金4%上昇
物品費	242,400	$240,000 \times (1.01)$ 消費者物価指数1%上昇
業務管理費	809,918	$(4,305,600 + 242,400) \times 0.1780822$
一般管理費	872,219	$(4,305,600 + 242,400 + 809,918) \times 0.1627907$
計（税抜）	6,230,137	
消費税	623,013	
合計（税込）	6,853,150	
スライド額算出		
変動前契約金額	6,600,000	
変動後契約金額	6,853,150	
請求者負担分	66,000	変動前契約金額×1.0%
変更額	187,150	変動後契約金額-変動前契約金額-請求者負担分
変更後契約額	6,787,150	変動前契約金額+変更額

(2) 2回目のスライドによる契約変更

※3回目以降の請求を行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施してください。

●前回契約変更額		
変動前契約金額		
直接人件費	4,305,600	
物品費	242,400	
業務管理費	809,918	
一般管理費	872,219	
計(税抜)	6,230,137	
消費税	623,013	
合計(税込)	6,853,150	
業務管理比率	0.1780822	業務管理費÷(直接人件費+物品費) 小数第8位を四捨五入
一般管理比率	0.1627907	一般管理費÷(直接人件費+物品費+業務管理費) 小数第8位を四捨五入
●2回目のスライド協議 東京都最低賃金3%、消費者物価指数2%上昇		
変動後契約金額		
直接人件費	4,434,768	$4,305,600 \times (1.03)$ 東京都最低賃金3%上昇
物品費	247,248	$242,400 \times (1.02)$ 消費者物価指数2%上昇
業務管理費	833,784	$(4,434,768 + 247,248) \times 0.1780822$
一般管理費	897,921	$(4,434,768 + 247,248 + 833,784) \times 0.1627907$
計(税抜)	6,413,721	
消費税	641,372	
合計(税込)	7,055,093	
スライド額算出		
変動前契約金額	6,853,150	
変動後契約金額	7,055,093	
請求者負担分	68,532	変動前契約金額×1.0%
変更額	133,411	変動後契約金額-変動前契約金額-請求者負担分
変更後契約額	6,986,561	変動前契約金額+変更額

7 スライド額の協議

発注者から協議書（様式3「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定によるスライド額について（協議）」）により、受注者にスライド額（案）を提示します。異議のない場合は、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書（様式4「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定によるスライド額について（承諾）」）を提出してください。

なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し通知します。（様式5「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定によるスライド額について（通知）」）

8 契約変更

原則として、スライド額の決定後、速やかに契約変更の手続きを開始します。契約変更額は別紙3「労働者への適切な賃金水準確保について」の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準引上げ等について適切に対応してください。

9 遅延金及び違約金

本制度の適用により契約金額を変更した場合の遅延金及び違約金を算定する場合の基準額は、変更後の契約金額を基に算出します。

10 手続きの流れ

手続きの流れについては、別紙4「スライドの手続きの流れ」を参照してください。

11 書類提出及び問い合わせ先

総務部契約管財課契約係

電話番号 03-3578-2111（内線 2140～2143、2134、2137、2298）